

常務理事	事務長	課長	係

処理欄	台帳	交付	担当者印
		確・通 他（ ）	

■汚損や破損により再交付を申請する場合、汚損・破損した書類を添付してください。

国民健康保険 紛失届兼再交付申請書

被保険者 記号番号	鹿歯・鹿歯従		紛失した ものの (いずれかに✓)	☐ 資格確認書 ☐ 資格情報通知書 ☐ 限度額適用認定証 ☐ その他（ ）	組合使用欄 記入不要 ☐ 発行歴 ☐ 確 ☐ 通 ☐ 限
被保険者氏名	続柄	生年月日	個人番号	マイナ保険証 利用登録状況 (いずれかに✓)	組合使用欄 記入不要
1		昭平令 . .		☐ ①登録済み ☐ ②未登録	
2		昭平令 . .		☐ ①登録済み ☐ ②未登録	
3		昭平令 . .		☐ ①登録済み ☐ ②未登録	
4		昭平令 . .		☐ ①登録済み ☐ ②未登録	
5		昭平令 . .		☐ ①登録済み ☐ ②未登録	
申請の事由		☐ 紛失 ☐ 盗難 ☐ その他（ ） (事由発生日： 場所：)			
再交付について 【必ずお読みください】 詳細は裏面参照	資格確認書を紛失した方 ▶マイナ保険証利用登録状況が①に該当する方は、今後はマイナ保険証を利用していただきます。資格状況を記載した資格情報通知書を交付します。 ▶マイナ保険証利用登録状況が②に該当する方は、資格確認書を再交付します。				
	資格情報通知書を紛失した方 ▶通知書を再交付します。ただし、記載の内容はマイナポータルでも確認できます。再交付が不要な場合は本書類は提出不要です。				
	限度額適用認定証を紛失した方 ▶認定証を再交付します。ただし、マイナ保険証を利用すると認定証がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。再交付が不要な場合は本書類は提出不要です。				

紛失した書類を発見した時は使用せずに直ちに組合に返却するとともに、紛失した書類により万が一医療費その他損害を組合が被った場合には、その一切の責任を負うことに同意します。

上記事項について全て同意の上、届け出ます。また、本届出を代理の者が行う時は、下記受任欄記載の者に委任します。

令和 年 月 日

組合員本人※ 住所

氏名

(所属歯科医院 住所
名称)

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

【受任欄】 私は上記の組合員から本届出について委任を受けました。 令和 年 月 日

代理人 住所

代理人 氏名



※組合員本人の身元確認書類（運転免許証のコピー等）を必ず添付してください。
組合員本人以外が代理で届け出る際は受任欄に記入をし、代理人の身元確認書類を添付してください。
(代理人が社労士等で郵送で届け出る場合は省略可。)

	マイナ保険証	資格情報通知書 (資格情報のお知らせ)	資格確認書
形状	マイナンバーカード	紙・A4サイズ	紙・はがき型
交付対象	お住まいの市町村へ ご確認ください	マイナ保険証利用登録を している方	マイナ保険証利用登録を していない方
紛失時	マイナンバーカード再交付までの間は申請により「資格確認書」を交付します。 (マイナンバーカード紛失・再交付の手続きはお住まいの市町村へご確認ください。)	紛失届出時点でマイナ保険証利用登録を していれば、再交付します。 (マイナ保険証利用登録をしていない場合は「資格確認書」を交付します)	紛失届出時点でマイナ保険証利用登録を していなければ、再交付します。 (マイナ保険証利用登録をしている場合は「資格情報通知書」を交付します)
有効期限	マイナンバーカード・電子証明書の有効期限に準じます	資格喪失まで有効期限がないため大切に 保管してください	最大2年間
備考		本書類はマイナ保険証保有者が自身の被保険者資格等を簡易に確認できるよう交付するものであり、本書類単体で医療機関を受診することはできません。 ※オンライン資格確認を利用できない医療機関では、マイナ保険証と本書類を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。	マイナ保険証利用登録をしている方には特段の事情がない限り交付できません。